

## 過去における日本学術会議の取り組み

- 平成4.11. 4. 公開シンポジウム  
「生殖医療技術の進歩と生命倫理」  
泌尿生殖医学研究連絡委員会編（平成5年9月）
- 平成11. 2.24. 公開講演会「生殖医療と生命倫理」  
学術会議叢書1（平成11年12月）
- 平成16.12. 6. シンポジウム「国境を越える生殖医療と法」  
学術の動向（平成17年5月号）

## 関係省庁、学会などによるこれまでの検討(1)

1. 厚生省厚生科学審議会先端医療技術評価部会  
生殖補助医療技術に関する専門委員会  
(平成12年12月)  
**「精子・卵子・胚の提供による  
生殖補助医療のあり方についての報告書」**
2. 厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会  
(平成15年4月)  
**「精子・卵子・胚の提供による  
生殖補助医療制度の整備に関する報告書」**

## 関係省庁、学会などによるこれまでの検討(2)

### 3. 法務省法制審議会生殖補助医療親子法制部会 (平成15年7月)

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により  
出生した子の親子関係に関する要綱中間試案」

### 4. 日本産科婦人科学会 会告 (平成15年4月)

会告「代理懐胎に関する見解」

## 代理懐胎禁止の理由

### 日本産科婦人科学会会告(平成15年4月)

1. 生まれてくる子の福祉を最優先すべき
2. 身体的危険性・精神的負担を伴う
3. 家族関係を複雑にする
4. 代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容しているとは認められない

## 検討の基本方針(平成19年1月)

1. 代理懐胎を中心とするが、そのみに限定しない。
2. 議論の視点は、人権、特に子の権利、親の権利におきつつ、基本的、原理や価値に配慮する。
3. 結論を一つの意見にまとめる必要はなく、複数の選択肢があってもよしとするが、それぞれについて、利点、欠点、問題点を明らかにする。

## 代理懐胎の医学的・技術的側面

### 医学的問題点

懐胎者への危険  
胎児・子に及ぼす危険

### 医学的適応

依頼女性の医学的適応  
懐胎女性の年齢制限

## 代理懐胎の倫理的・社会的側面

### 子・依頼者・懐胎者の利益

依頼者と懐胎者の自己決定  
子の福祉を最優先する

### 生物学的秩序

自然の生殖活動からの逸脱

### 医療倫理の問題

妊娠の中断、子の障害

## 主な論点（キーワード）

リプロダクティブ・ライツ

公序良俗

子の福祉

養子・特別養子

分娩者＝母 ルール

出自を知る権利

## 法規制の是非とその内容

規制の必要性

刑罰による法規制

刑罰によらない法規制の効果

代理懐胎の禁止と試行

## 「代理懐胎による親子関係問題」

これまでの判決と民法における親子

現行民法の解釈

“分娩者＝母 ルール”

昭和37年4月27日最高裁判決

平成19年3月23日最高裁決定

## 「代理懐胎とその許容性」に関する結論

1. 代理懐胎は法律によって禁止されるべきである。
2. 営利目的による代理懐胎は処罰されるべきである。  
その関与者は代理懐胎者を除いて  
処罰されるべきである。
3. 代理懐胎の**試行**は考慮されてよい。  
その場合には国による管理の下で、法律の  
規定する厳格な要件にしたがって行われるべき  
である。

## 「代理懐胎による親子関係問題」の結論

1. 代理懐胎の場合も、「分娩者＝母ルール」が  
適用されるべきである。
2. 養子縁組または特別養子縁組によって、  
生まれた子と依頼夫婦との間に親子関係を定立  
することは認めるべきである。
3. 外国で行われた代理懐胎についても、  
1、2、と同様に考えるべきである。
4. 代理懐胎の**試行**が考慮される場合であっても、  
1、2、を原則とすべきである。